

名古屋市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和 7年 3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第30号

名古屋市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第12条の 4第 2項の規定に基づき、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(設備及び運営に関する基準)

第 2条 前条の基準は、この条例に定めるもののほか、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和 6年内閣府令第27号。以下「府令」という。）の定めるところによる。この場合において、府令第 4条第 1項中「一時保護施設は」とあるのは、「一時保護施設は、なごや子どもの権利条例（平成20年名古屋市条例第24号）の理念にのっとり」と読み替えるものとする。

(防犯及び事故防止)

第 3条 一時保護施設は、入所している児童の安全を確保するため、防犯及び事故の防止に関し必要な措置を講じなければならない。

(食料及び飲料水の備蓄)

第 4条 一時保護施設は、非常災害に備え、入所している児童及び職員の 3日間の生活に必要な食料及び飲料水を備蓄しなければならない。

(帳簿の保存)

第 5条 一時保護施設は、府令第32条の帳簿について、その性質、内容等に応じて市長が定める基準により保存しなければならない。

(暴力団の排除)

第 6条 一時保護施設は、その運営に当たっては、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第 2条第 1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(委任)

第 7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和 7年 4月 1日から施行する。